

消費者・食農連携深化対策事業実施要綱

制定 2 食産第 6 7 6 9 号
令和 3 年 3 月 2 9 日
農林水産事務次官依命通知

第 1 趣旨

我が国は、かつてない少子高齢化・人口減少の社会を迎え、特に国民生活に必要不可欠な食料を供給する地方では、都市部よりもその影響が顕著に現れている状況にあり、食料の安定供給を確保する観点からも、持続可能な活力ある地域経済社会を構築することが喫緊の課題となっている。

こうしたなか、新たな「食料・農業・農村基本計画」（令和 2 年 3 月閣議決定）に基づき、消費者と、食と農とのつながりの深化に結びつく国産農産物の消費拡大や地産地消を推進することが重要となっている。

本事業は、こうした消費者と食と農とのつながりの深化に資する施策を推進することとする。

第 2 目的

地場産農林水産物の利用拡大を促進するための専門的な人材の育成、派遣を実施することにより、国産農林水産物の消費拡大につなげるとともに、地域の農林水産物が地域産業の中での有効活用を推進することを目的とする。

第 3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表 1 に掲げるとおりとする。

第 4 事業の実施

1 成果目標の設定

事業実施主体は、食料産業局長が別に定めるところにより、事業の具体的な成果目標を定めるものとする。

2 事業の採択基準

採択基準については、食料産業局長が別に定める。

第 5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表 2 の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施主体は、事業実施計画の変更（食料産業局長が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1 に準じて行うものとする。

第 6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第 7 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は食料産業局長が別に定めるところにより、事業実施状況の報告書を作成し、事業承認者に報告するものとする。

2 事業承認者は、1 の規定によるもののほか、必要に応じ事業実施主体に対し、事業実施

状況について、報告を求めることができるものとする。

第8 その他

- 1 事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 国産農産物消費拡大対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5516号農林水産事務次官依命通知。以下「旧実施要綱」という。）は、廃止する。この通知による廃止前の旧実施要綱の規定に基づき、令和2年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1（第 3 関係）

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
I 消費者・食農連携深化対策事業 1 地域の食の絆強化推進運動事業	学校等の施設給食への地場産農林水産物の利用拡大を促進するためのコーディネーター等の専門的な人材の育成、派遣等を実施する。	1 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

別表 2（第 5 関係）

消費者・食農連携深化対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
I 消費者・食農連携深化対策事業	
地域の食の絆強化推進運動事業の事業実施主体	食料産業局長